

広島高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 行政処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国（広島西税務署長）
平成20年8月22日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 租税特別措置法68条の2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）の規定によると、添付書類の添付がない確定申告書の提出があった場合には、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められない限り、同条1項が適用される余地はなく、法人税法の定める留保金課税規定が適用されるから、本件のように留保金課税規定の適用を前提とした留保金課税の申告をした場合、やむを得ない事情があると認められないときには、同申告が、留保金課税不適用制度の適用をしていないということを理由として、国税通則法23条1項1号（更正の請求）にいう「国税に関する法律の規定に従っていなかった」ものであるということとはできない（昭和●●年（〇〇）第●●号、昭和62年11月10日最高裁第三小法廷判決参照）とされた事例（原審判決引用）
- (2) 租税特別措置法68条の2第2項及び3項の趣旨と同条3項にいう「やむを得ない事情」の意義（原審判決引用）
- (3) 原告会社の関与会計士は、確定申告書を作成する時点ないし確定申告を行う時点において、租税特別措置法68条の2の規定を適用して法人税額を算出することを失念していたため、同条の規定を適用しなかった場合の法人税額を記載した確定申告書を作成し、これにより確定申告を行い、かつ、これに添付書類を添付しなかったものであり、このような事情はやむを得ない事情には当たらないとされた事例（原審判決引用）
- (4) 課税庁が国民に留保金課税不適用制度を周知徹底させるのが不十分であり、また、確定申告の書式が難解なものであることは、租税特別措置法68条の2第3項のやむを得ない事情に当たるとの原告会社の主張が、同制度の適用をした申告をしなかったのは、課税庁の広報が不十分であったことや書式が難解なものであったためでないことは明らかであるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (5) 確定申告の翌日に課税庁に電話連絡し、その後協議を行ったこと等の事情を考慮すれば、原告会社には、租税特別措置法68条の2第3項に規定するやむを得ない事情があるとの原告会社の主張が、同項の規定からすれば、「やむを得ない事情」とは、当該確定申告時点における事情をいうものと解され、「やむを得ない事情」の有無は、当該確定申告時点までに存した事情によって判断すべきであり、当該確定申告後の事情を斟酌してこれを判断することは許されないと解されるところ、原告会社が主張する課税庁側との協議等の事実が確定申告後の事情であり、これを斟酌して「やむを得ない事情」の有無を判断することは許されないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (6) 期限ぎりぎりに提出された確定申告書の記載に誤りがあり、納税者が、提出の翌日に申告書添付書類等の一部差替えを求めた場合には、税務署は、実務慣行としてこれを広く認めており、また、留保金課税不適用制度の適用に関し、平成16年10月20日付けで、納税者に不利にならないように配慮せよという通達まで出されていたのであるから、課税庁及びその係員らは、原告会社からの確定申告書の一部差替えの要請に対し、直ちにこれを認めるべき法的義務を負っていたのにこれを認めなかったことは、国家賠償法1条の違法行為に当たるとの原告会社の主張が、原告会社が主張する実務慣行があったという事実を認めることができず、また、当該通達等からすると、租税特別措置法68

条の2第3項の「やむを得ない事情」の判断は慎重に、かつ、適切にしなければならないという程度の一般的な注意義務の発生は肯定できるものの、確定申告書の一部差替えを認める義務があったなどとはいえないとして排斥された事例（原審判決引用）

判 決 要 旨

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法68条の2第2項及び3項の趣旨は、納税者自身に、本件制度の適用対象法人であることを明らかにする書類を添付させ、その添付があった場合に本件制度の適用を認めることで、大量かつ反復的に行われる税額確定手続の明確化、安定化を図り、もって当該手続の画一的かつ的確な処理の実現を図る一方、添付書類の添付がなかった場合に常に本件制度の適用を認めないとの処理を行うことは、納税者にとって酷といえる場合もあることから、やむを得ない事情がある場合には、添付書類の提出があれば、本件制度の適用を認め、その救済を図ろうとした点にあると解せられ、このような法の趣旨にかんがみれば、同条3項にいう「やむを得ない事情」とは、客観的にみて納税者の責めに帰することのできない事情をいい、納税者が本件制度の適用を失念していたような場合はこれに当たらないと解するのが相当である。

- (3)～(6) 省略

（第一審・広島地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号、平成20年3月13日判決、本資料258号－60・順号10918）

判	決
控 訴 人	株式会社A
代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	奥苑 泰弘
被控訴人	国
代表者法務大臣	保岡 興治
処分行政庁	広島西税務署長 伊藤 敏夫
指定代理人	首藤 晴久
同	大河原 照男
同	安藤 直人
同	松井 運仁

- | 主 | 文 |
|---|-----------------|
| 1 | 本件控訴を棄却する。 |
| 2 | 控訴費用は控訴人の負担とする。 |

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴人
原判決を取り消す。

(1) 主位的請求

広島西税務署長が、控訴人の平成15年8月1日から平成16年7月31日までの

事業年度の法人税に係る平成17年1月4日付け更正の請求に対し、平成17年3月28日付けで行った、更正をすべき理由がないとの通知処分を取り消す。

(2) 予備的請求

被控訴人は、控訴人に対し、362万1000円及びこれに対する平成16年10月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

本件事案の概要は、次のとおり変更するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決2頁7行目冒頭から16行目末尾までを「本件は、控訴人が、平成16年9月30日、広島西税務署長に対し、控訴人の平成15年の事業年度の法人税額を3808万6400円とする確定申告をしたが、平成17年1月4日、これを3446万5400円とする更正請求を行ったところ、同税務署長は同年3月28日付けで更正すべき理由がない旨の通知処分を行ったことにつき、控訴人が、主位的請求として、上記通知処分は違法であるとしてその取消しを求め、予備的請求として、広島西税務署長及び同税務署職員が確定申告書の一部差替えを認めなかったことは違法であると主張して、国家賠償法1条に基づき、362万1000円の損害賠償金及びこれに対する違法行為の日である平成16年10月20日から支払済みまで民法所定年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人が本件控訴を提起した。」と改める。

- 2 原判決3頁23行目の「法人税額」の次に「(法人税法74条1項2号所定の税額をいう。以下同じ。)」を加える。
- 3 原判決4頁15行目冒頭から20行目末尾までを「本件更正請求書の「更正の請求をする理由等」の記載欄には、「中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、中小企業の経営基盤を強化するため、自己資本比率の低い中小同族会社には一定の配慮を行うこととされた留保金課税制度の不適用の適用の為」と記載されており、本件事業年度につき、留保金課税額を362万1000円から0円に、法人税額を3808万6400円から3446万5400円にそれぞれ更正する旨記載されていた。本件更正請求書には、施行規則22条の20第4号に該当するものとして、自己資本比率が29%である旨の本件添付書類が添付されていた。」と改める。
- 4 原判決5頁8行目の「法人の中には、(略) 同条」を「法人の中には、同条」と、25行目の「やむを得ない事情」を「「やむを得ない事情」と、12頁20行目から21行目の「本人の責めに帰すべき事情」を「本人の責めに帰すことのできない事情」とそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1) 当裁判所も控訴人の本訴請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり～(6)】り変更するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決19頁22行目から23行目の「29条の24の2第8号」を「39条の34の2第8項」と、25行目の「同条9号」を「同条9項」と、原判決20頁9行目の「なりました」を「されました」と、12行目の「法人税申告」を「法人税の申告」と、25行目の「法人化税」を「法人課税」とそれぞれ改める。
- 2 原判決21頁7行目の「本件事業年度につき」から11行目「代行の委任を受け」までを「控訴人から税務申告事務の委任を受け、本件確定申告を行うに際して本件制度の適用を失念し、本件制度の適用がないことを前提として税額を計算し、課税留保金を3414万円、これに対する税額を362万1000円として法人税額を3808万6400円とする本件確定申告書を作成した上」と改める。
- 3 原判決22頁22行目の「甲4、5」を「甲4、5の1、2」と、原判決23頁17行目の「前記「法令」」を「上記第2の1「法令」」とそれぞれ改め、原判決24頁7行目から8行目の「(昭和●●年(○○)第●●号、昭和62年11月10日最高裁第三小法廷判決参照)」を削る。
- 4 原判決25頁3行目と4行目の間につぎのとおり加える。

「控訴人は、国税庁法人課税課審理係長が出先機関の審査指導(審査企画)係長あてに発した「留保金課税不適用(第4号)制度の適用について」と題する書面(甲3)では本件のような場合も「やむを得ない事情」を肯定して納税者を救済する趣旨を含むものである旨の主張をしている。しかし、上記書面は、その発出者の資格からして法文解釈の指針を示したものとするには疑問がある上、この点を措くとしても、上記書面自体、本件のように、本件制度の存在を知り、その適用を受ける意思を有していながら確定申告書提出時にこれを失念していたといった単純な不注意事例の救済に言及しているとは解されない。」
- 5 原判決25頁10行目から26頁4行目までを削る。
- 6 原判決26頁26行目冒頭から27頁4行目末尾までを「上記認定のとおり、乙会計士は、本件確定申告を行うに際して本件制度の適用を失念し、本件制度の適用がないことを前提として税額を計算して本件確定申告書を作成し、これを広島西税務署長に対して提出しているのであるから、本件確定申告時において、本件制度の適用を受ける意思はなく、その意思のとおり本件確定申告を行っており、錯誤の事実を認めることはできない。そして、本件制度の適用がないことを前提とすれば、本件確定申告は、国税通則法23条1項1号の「課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった」という要件に該当しない。したがって、控訴人の錯誤の主張は採用することができない。」と改める。
- 7 原判決27頁5行目冒頭から12行目末尾までを削る。

第4 結論

以上のとおり、原判決は正当であって本件控訴は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官 加藤 誠

裁判官 廣永 伸行

裁判官 井上 一成